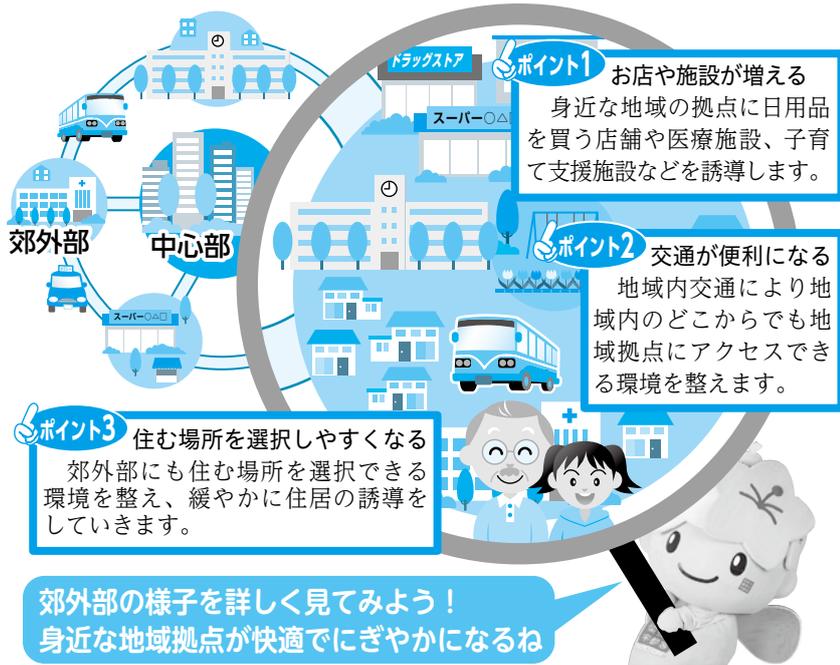


ネットワーク型コンパクトシティのまちづくり

郊外部も便利で快適に

ページ番号
1009284

郊外部の身近な地域拠点がこう変わる



本市では、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできる、「ネットワーク型コンパクトシティ（以下「NCC」）」のまちづくりに取り組んでいます。中心部に加え、4月から始まった郊外部での利便性の高い拠点づくりのための支援策などについて知り、活用していきましょう。

NCCとは

NCCとは、今後、人口減少や高齢化が進む中で、自動車だけでなくも自由で快適に移動できる公共交通を使いながら、中心部や身近な地域のコンパクトな拠点などで、安心して便利に暮らせる魅力あるまちのことです。

市街化調整区域の取り組み

中心部や駅周辺に加え、市街化調整区域でも、豊かな自然環境などを守りながら便利で暮らしやすくなるため、旧町村の中心部などにも身近な地域拠点（※1）を設け、拠点内に生活に便利な施設を誘導・集積し、住みやすいまちにすることを目指していきます。

地域拠点を豊かにする仕組みを整えています

郊外部の身近な地域拠点を便利で暮らしやすい場所とするため、さまざまな取り組みを整備していますので、ご活用ください（下の記事参照）。

ポイント3 住む場所を選択しやすくなる
郊外部にも住む場所を選択できる環境を整え、緩やかに住居の誘導をしていきます。

郊外部の様子を詳しく見てみよう！
身近な地域拠点が快適でにぎやかになるね

目指すまちの実現に向けた取り組みや支援策など

地域拠点の利便性向上

■生活に便利な店舗などが立地しやすくなりました
▽これまで市街化調整区域には原則、延床面積が200平方メートルまでの店舗しか建てられませんが、地域拠点内に延床面積1,500平方メートルまでのスーパーマーケット、ドラッグストアが建てられるようになります。

■店舗などの生活に必要な施設の建設費の一部を支援します
▽店舗や施設が建てやすくなるよう、対象施設の建設費の10パーセント（上限1億円）を補助します。

居住の誘導策

■地域拠点などを中心としたコミュニティを形成
▽店舗や住宅の誘導につながる地区計画制度（※2）の活用を促進するため、面積など、活用の要件緩和や、7つの地域拠点（※1）に加え市街化調整区域に立地する19小学校周辺を運用区域として決めました。

▽地域の皆さんが地区計画制度を活用する際の、

土地利用構想の検討や民間事業者との連絡・調整を支援するため、専門家（アドバイザー）を派遣します。

▽地区計画に関する土地利用構想の作成を支援するため、調査計画費の一部を補助します。

既存コミュニティの維持

■既存の集落のコミュニティを維持
▽地域に緑のある人が住宅を建てるための立地基準を維持します。

■豊かな自然環境を保全
▽市街化区域などから移住する人が住宅を建てるための基準は2020年3月末に廃止します。

魅力ある大谷地域の観光拠点形成

■地域活性化につながる観光施設が立地しやすくなりました

▽大谷地域のうち、観光客が周遊するエリアを対象に、延床面積500平方メートルまでの、観光施設（飲食店や土産物店など）が建てられるようになりました。

※1 篠井・富屋・国本・城山・豊郷・横川・平石地区の拠点（区周辺など）。

※2 地域に住む人が地域の課題や将来像について話し合い、民間事業者の参画を受けながら、計画的に道路や公園、宅地を整備することができる制度。

◎この特集についての問い合わせは、都市計画課 ☎（632）2642へ。